

石川県公報

令和 8 年 3 月 19 日 (木曜日)

号 外

(第 19 号)

目 次

規 則	
○児童福祉法施行細則及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則 (障害保健福祉課) 1	○食品衛生法施行細則の一部を改正する規則 (薬事衛生課) 3
○石川県立総合看護専門学校学則の一部を改正する規則 (地域医療政策課) 2	○クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則 (同) 3
	○石川県立保育専門学園学則の一部を改正する規則 (少子化対策監室) 4

規 則

児童福祉法施行細則及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月十九日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第十二号

児童福祉法施行細則及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

(児童福祉法施行細則の一部改正)

第一条 児童福祉法施行細則(昭和六十二年石川県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第七条の二を削る。

第七条の二の二中「別記様式第十四号の二の二」を「別記様式第十四号の二」に改め、同項を第七条の二とする。

第七条の二の三を削る。

第七条の三の見出しを「(指定障害児通所支援事業の廃止等の届出)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「第二十一条の五の二十第一項及び第二項」を「第二十一条の五の二十第三項及び第四項」に改め、同項を同条とする。

別記様式第十四号の二を削る。

別記様式第十四号の二の二中「(第7条の2の2関係)」を「(第7条の2関係)」に改め、同様式を別記様式第十四号の二とする。

別記様式第十四号の二の三を削る。

別記様式第十四号の三を次のように改める。

別記様式第14号の3 削除

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正)

第二条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成十八年石川県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条及び第二条の二を削る。

第二条の三中「別記様式第一号の三」を「別記様式第一号」に改め、同条を第二条とする。

第三条の見出しを「(指定障害福祉サービス等の事業の廃止等の届出)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

別記様式第一号及び別記様式第一号の二を削る。

別記様式第一号の三中「(第2条の3関係)」を「(第2条関係)」に改め、同様式を別記様式第一号とする。

別記様式第二号を次のように改める。

別記様式第2号 削除

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

石川県立総合看護専門学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月十九日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第十三号

石川県立総合看護専門学校学則の一部を改正する規則

石川県立総合看護専門学校学則(昭和五十九年石川県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「生物学 1 30」を「生物学 1 15」に、

「情報科学Ⅱ 1 30」を「情報科学Ⅱ 1 15」「情報科学Ⅲ 1 30」に、「倫理学 1 30」「生活科学 1 15」を

「倫理学 1 30」に、「(375)」を「(360)」に、

「共通基本技術Ⅰ 2 45」を「共通基本技術Ⅰ 1 30」に、「49 (1,170)」を「48 (1,155)」に、「110」を「109 (3,072)」に改める。

別表第二中「心理学 1 30」「行動科学 1 15」を「心理学 1 30」に、

「社会学 1 30」「生活科学 1 15」を「社会学 1 30」に、「14 (345)」を

「12 (315)」に、「フィジカルアセスメント 1 30」を「フィジカルアセスメント 1 30」「ヘンダーソン看護論演習 1 15」に、

「33 (810)」を「34 (825)」に、「79」を

「78 (2,232)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第一及び別表第二の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という)以後に入学した者について適用し、施行日前に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に入学した者については、改正後の別表第一及び別表第二に規定する教育課程、単位数及び授業時間数であつて改正前の別表第一及び別表第二に規定する教育課程、単位数及び授業時間数に相当すると認めるものを履

修したときは、改正前の別表第一及び別表第二に規定する教育課程、単位数及び授業時間数を履修したものとみなす。

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月十九日

石川 県 知 事 馳 浩

石川 県 規 則 第 十 四 号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則(昭和四十八年石川県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

別記様式第六号、別記様式第九号及び別記様式第十号中

「食管・食監・調・製・栄・管栄・船舶・と畜・食鳥」を		
「食監・食管・調・製・栄・管栄・船舶・と畜・食鳥」に、		「自動販売機の型番」を
「自動販売機、全自動調理機の型番」に、		
飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設 <input type="checkbox"/>
ふぐの処理を行う施設	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	飲食店のうち従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業 <input type="checkbox"/>
ふぐの処理を行う施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設 <input type="checkbox"/>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の食品衛生法施行細則の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月十九日

石川 県 知 事 馳 浩

石川 県 規 則 第 十 五 号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則(昭和五十九年石川県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「氏 名」を「氏 名」を 姓 別 に改める。
個人番号」

別記様式第四号中「住 所」を「住 所」を 氏 名 姓 別 に改める。
氏 名」 個人番号」

別記様式第五号中「氏名」を「氏名」を性別に改める。
個人番号

別記様式第七号中「住所氏名」を「住所氏名」を性別に改める。
個人番号

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前のクリーニング業法施行細則の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

石川県立保育専門学園学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月十九日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第十六号

石川県立保育専門学園学則の一部を改正する規則

石川県立保育専門学園学則(昭和四十三年石川県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第二項中「授与し、かつ」を「授与するとともに」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定により保育学科の課程を修了した者は、学校教育法第百三十一条の二の規定により専門士と称することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第二十八条第二項の規定は、この規則の施行の日以後に保育学科に入学する者について適用し、同日前に保育学科に入学した者については、なお従前の例による。